

食品安全情報（化学物質） No. 17/ 2011（2011. 08. 24）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

【EC】

1. 科学委員会の結果を人々により分かり易く一劣化ウランについての科学的意見の要約
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

【EFSA】

1. EFSA は GM 動物由来食品及び飼料のリスク評価と関連する健康や福祉問題のガイドライン案についてパブリックコメントを募集
2. 香料グループ評価
3. 情報提供要請：エネルギードリンクの特定消費者集団の摂取量データ収集

【FSA】

1. 食用昆虫について意見募集
2. 家庭での食品の安全性についてのレビュー

【MHRA】

1. プレスリリース：危険なハーブ痩身製品をオンライン購入することについての警告

【ASA】

1. ホメオパシーウェブサイトについての苦情への対処
2. ASA 裁定：Biovea.co.uk
3. ASA 裁定：Birds Eye Ltd

【BfR】

1. グリホサートの健康影響に関する新しいデータ？BfR による現時点での予備的評価
2. 乳児用乳飲料は牛乳より良くはない
3. 現在の科学的知見からは食品中の 5-HMF 濃度は安全上の懸念とはならない

【RIVM】

1. ヒトと動物の急性中毒：2010 年年次報告書 国立中毒情報センター

【ANSES】

1. ホルムアミドとパズルマット：小さい子どもの暴露を最小限にする

【FDA】

1. FDA：レギュラトリーサイエンス計画が FDA をより良い科学を介して革新を促進する機関として位置づける
2. 警告文書
3. ダイエタリーサプリメント企業の有害事象報告：一目でわかる

【EPA】

1. EPA は DuPont に Imprelis 除草剤の販売を中止するよう命令
2. EPA は飲料水の過塩素酸規制の作成にあたり意見を募集
3. EPA はカルバメート廃棄物についての規則を発表

【FSANZ】

1. ファクトシート：ナトリウムと塩
2. 我々はどれだけ塩を食べているか？
3. ファクトシート：A1 と A2 ミルク
4. ファクトシート：清涼飲料中のベンゼン
5. 我々の科学
6. 食品基準通知

【APVMA】

1. ジメトエートの一時停止を提案

【TGA】

1. 安全性助言 Slimina 痩身カプセル

【香港政府ニュース】

1. 有毒漢方薬リコール
2. 汚染ソースリコール
3. 痩身用製品に警告
4. 痩身用製品に禁止された薬物が含まれることを確認

【KFDA】

1. 食品医薬品安全庁、漢方薬の重金属基準の合理的改善
2. 食品医薬品安全庁、虚偽・誇大広告の化粧品を摘発
3. リゾート周辺食品取り扱い業者合同衛生点検結果

【FSSAI】

1. 食品安全基準法拡大 食品安全性の新しい時代が開始
2. FAQ
3. 食品への異物混入や安全でない食品の情報を提供した内部告発者への報奨金制度

【その他】

(ProMED-mail) キノコ中毒 フランス

(EurekAlert) よく使用されるハーブサプリメントは化学療法に良くない影響を与えるかもしれない

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 科学委員会の結果を人々により分かり易く - 劣化ウランについての科学的意見の要約

Bringing the results of the Scientific Committees closer to the public - Summary of the scientific opinion on Depleted Uranium

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/opinions_layman/depleted-uranium/en/index.htm

劣化ウランは天然のウランから核燃料を濃縮したときに生成される副生成物で、密度の高い金属である。放射能が残存しているものの原料よりは遙かに少ない。劣化ウランは爆弾や徹甲弾の貫通力を増すために使用されている。そのような武器が湾岸戦争やセルビア、コソボで使用された。その結果、ばらまかれたウランの健康影響についての懸念が生じた。多くの研究で、有害であるという根拠はないと報告されているが、結果には議論の余地が残る。欧州議会は 2008 年に劣化ウランについての科学的情報について諮問した。軍事目的で使用された後の劣化ウランの環境及び健康へのリスクについての最新で最良の根拠は何か？SCHER (European Commission Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks) が評価した。

本ウェブサイトには、わかりやすい概要と詳細、及び文献の 3 つのレベルからなる説明などを掲載している。評価の結果は、暴露量がバックグラウンドレベルに比べて十分に低いと、劣化ウランによる環境及びヒト健康影響はないとしている。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2011 年第 32 週～第 33 週の主な通知内容 (ポータルデータベースから抽出)

警報通知 (Alert Notifications)

ナイジェリア産ゴマのベンゾ(a)ピレン (6.4 μ g/kg) と多環芳香族炭化水素 (合計: 24.2 μ g/kg)、中国産米紛の未承認遺伝子組換え (系統名記載無し)、フランス産緑色の泥 (いわゆる健康食品) のヒ素 (42.7 mg/kg) と鉛 (25.6 mg/kg)、ハンガリー産色豆の鉛 (2.103 mg/kg)、オランダ産オーガニック卵のダイオキシン (2.07 pg WHO TEQ/g) とダイオキシン様 PCB (12.31 pg WHO TEQ/g)、中国産 bango 豆の鉛 (0.31 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

エジプト産飼料用パセリの茎のダイオキシン (1.29 pg WHO TEQ/g) とダイオキシン様 PCB (合計 1.57 pg WHO TEQ/g)、オランダ産カレイ切り身の未承認ポリリン酸、パナマ産生鮮パイナップルのモルホリン (0.460 mg/kg)、ウクライナ産植物油のベンゾ(a)ピレン、エクアドル産生鮮パパイヤのメソミル (メソミルとチオジカルブの合計 0.11 mg/kg)、中国産コップの縁からのカドミウム (4.30 mg/個) と鉛 (48.26 mg/個) の溶出、飲料の未承認新規食品成分仙草 (グラスジェリー)、中国産メラミンフライ返しからのホルムアルデヒドの溶出 (33.4 mg/kg)、中国産飼料用ビタミン B2 プレミックスの水銀 (17.8 mg/kg)、香港産ガラスコップの縁からのカドミウム (2.67 mg/個) と鉛 (47.96 mg/個) の溶出、ロシア産 adjika ソースの Sudan 1 (305 μ g/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

国産松の実の味覚障害、チェコ産粉乳の異物混入 (100g 中植物油脂 40.5 および植物油 34.2g)、フィリピン産魚醤の多すぎる安息香酸 (1,950 mg/L)、オランダ原料デンマーク産飼料用脂肪のダイオキシン (1.47 pg WHO TEQ/g)、パキスタン産松の実による味覚障害、イエメン産冷凍甲イカのカドミウム (3.09 mg/kg) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

国産浅鍋からの色素溶出とクロム (0.138 mg/kg) とホルムアルデヒド (1.8 mg/kg) の溶出、マレーシア産飼料用パーム核圧搾物のヒ素 (134 mg/kg)、中国産インスタント麺のアルミニウム含量 (15.2 mg/kg)、ドミニカ共和国産ココヤムのテブコナゾール (0.17 mg/kg)、セネガル産生ピーナツのアフラトキシン (B₁=110、Tot.= 200 μ g/kg)、米国産醤油の 3-MCPD (110 μ g/kg)、ブラジル産コンビーフのイベルメクチン (37.3 μ g/kg)、中国産イモ及びリンゴ切り器からのクロム (33、38 mg/kg) とニッケル (0.07、0.07 mg/kg) とマンガン (0.08、0.10 mg/kg) の溶出と多すぎる総溶出量 (4.5、7.7 mg/dm²)、ブラジ

ル産チューンガムボールの多すぎるコチニール赤A (66.5 mg/kg)、ペルー産乾燥パープルコーン抽出物のフモニシン (22,600、4,100 μ g/kg)、ガーナ産パーム核油のSudan 4 (0.98 mg/kg)、中国産飼料添加物ヨウ化ナトリウムにヨウ素が未含有 (<10 mg/kg)、中国産食品サプリメントのタダラフィル (14.87、17.24、13.71、11.91 mg/個)、中国産麺のアルミニウム (33 mg/kg)、ベトナム産冷凍魚切り身のトリフルラリン (0.05、0.09 mg/kg)、インド産冷凍エビのニトロフラン代謝物フラゾリドン、ブラジル産冷凍骨なし調理済み牛肉のイベルメクチン (1359 \pm 480 μ g/kg) など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EFSA は GM 動物由来食品及び飼料のリスク評価と関連する健康や福祉問題のガイドライン案についてパブリックコメントを募集

EFSA launches public consultation on draft guidance for the risk assessment of food and feed derived from GM animals and related animal health and welfare aspects

10 August 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/110810.htm>

EFSA は、GM 動物由来食品及び飼料の認可申請に必要なデータの概要を示したガイドライン案を発表し、2011年9月30日まで意見を募集する。リスク評価では GM 動物及び GM 動物由来食品及び飼料について従来品との同等性を比較するが、安全性だけでなく動物の健康や福祉問題についても考慮する。また、GM 動物の環境リスク評価についてのガイドラインは単独で2012年にパブリックコメントを募集し、作成される予定である。

これまで EU には GM 動物の市販申請はないが米国 FDA では GM サケの申請について検討中である。

2. 香料グループ評価

・香料グループ評価 13 改訂 2(FGE.13Rev2) : 化学グループ 14 の側鎖置換およびヘテロ原子有り/無しのフルフリルおよびフラン誘導体

Scientific Opinion on Flavouring Group Evaluation 13, Revision 2 (FGE.13Rev2): Furfuryl and furan derivatives with and without additional side-chain substituents and heteroatoms from chemical group 14

EFSA Journal 2011;9(8):2313 [126 pp.] 10 August 2011

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2313.htm>

CEF パネル (食品と接触する物質・酵素・香料及び加工助剤に関する科学パネル) は、

27 物質について評価した。3 物質については遺伝毒性があると考えられた。残り 24 物質については安全上の懸念はないと結論した。

3. 情報提供要請：エネルギードリンクの特定消費者集団の摂取量データを募集

Call for tender – CFT/EFSA/EMRISK/2011/03: Gathering consumption data on specific consumer groups of energy drinks

11 August 2011

http://www.efsa.europa.eu/en/tenders/tender/cftefsaemrisk201103.htm?WT.mc_id=EFSAHL01&emt=1

エネルギードリンクの特定消費者集団の摂取量に関するデータを 2011 年 9 月 19 日まで募集する。

●英国 食品基準庁（FSA：Food Standards Agency）<http://www.food.gov.uk/>

1. 食用昆虫について意見募集

Views wanted on edible insect consumption

Tuesday 16 August 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/aug/insects>

FSA は、関連団体から虫などの昆虫を丸ごと喫食することや販売することについて、現在販売されている種類等の詳細な情報を求めている。これは欧州委員会が加盟国に対し、EU 市場に 1997 年 5 月 15 日以降に入ってきた昆虫を将来的には新規食品として評価する可能性があるとして区別することを要求したためである。

2. 家庭での食品の安全性についてのレビュー

Review of food safety in the home

Monday 22 August 2011

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2011/aug/homehygiene>

FSA は、家庭での食品の安全管理やそれが健康に与える影響についての既存研究のレビュー結果を発表した。

得られた結果として、人々は食品の衛生管理について意識はしているが、多くの場合適切に冷却せず、食品表示に従わず、また台所に有害細菌をまん延させないための単純な衛生規範を守っていないことが確認された。人々はやるべきことは知っているが、自分は大丈夫だと思って知識を実践していない。

この研究で得られた知見は、英国での食中毒削減のための対象を絞った助言の作成に使用される予定である。

* 報告書本文：X04009: Evidence review of food safety behaviours in the home

<http://www.food.gov.uk/science/socsci/ssres/foodsafetyss/x04009/>

●英国医薬品・医療製品規制庁（MHRA：Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）<http://www.mhra.gov.uk/>

1. プレスリリース：危険なハーブ痩身製品をオンライン購入することについての警告

Press release: Public warning against buying dangerous herbal slimming aids online

11 August 2011

<http://www.mhra.gov.uk/NewsCentre/Pressreleases/CON126051>

MHRA は重大な副作用のおそれのある、オンラインで販売されている特定のハーブ痩身用製品を購入しないよう警告する。

海外のウェブサイトで購入できるいくつかの製品に対して、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、香港、香港保健当局から国際的な安全性警告が出されている。Instant Slim、Acai Berry ABC、Sport Burner などにはシブトラミンが含まれている。

MHRA のハーブ医薬品政策部門長の Richard Woodfield は、「MHRA は健康を害する可能性のある医薬品や製品から人々を守るのが仕事である。人々はしばしばハーブ製品は天然抽出物だから安全だとみなすが、そんなことはない。どのような医薬品や製品であってもリスクがないものはない。医師や薬剤師に相談することなくオンラインで痩身用医薬品や製品を購入して使用するのは止めるよう強く望む。」と述べている。

シブトラミンが含まれるとしてスウェーデン医薬品局が警告しているのは、Slimline Soft Gel、Acai Berry ABC、Hygia Fit、Sport Burner、Health Slimming Coffee、Instant Slim、3X Slimming Powder、Li D Daidaihua 及び Botanical Slimming である。

シブトラミンやフェノールフタレインなどの少なくとも1つの表示されていない物質が含まれるハーブ製品は、Celerite Slimming Tea（米国 FDA）- Pink Lady for Women Capsules と St Nirvana Herbal Slimming カプセル（オーストラリア TGA）、香港衛生署からは：Six Clock Natural Leptin Coffee、Aisam Wellness Sport Burner の Whole Body Encircler と Waist Slimmer と Leg Slimmer、Slimming Capsules、Super Fat Burning Bomb、Super Fat Burning Bomb の Quick Result Slimming と Abdomen and Waist と 4th Generation All-Body Slimmer と 3rd Generation Leg Slimmer、Fat 2 and 1 Burners Soft and Hard Gelatin Capsules、3rd Generation Leg Slimmer、Pro-Trim 8 Slimming Effects (All in One) – For Young Women と For Older Women および Leptin HCA Weight Loss Milk Tea である。

ハーブレメディの安全性専用 Twitter も開始した。

* Herbal Remedy Safety

<https://twitter.com/#!/StaySafeHerbals>

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ホメオパシーウェブサイトについての苦情への対処

Dealing with complaints about homeopathy websites

<http://www.asa.org.uk/Resource-Centre/Hot-Topics/Homeopathy-complaints.aspx>

3月1日以降、ASAにはホメオパシーウェブサイトの主張について大量の苦情が寄せられている。多くはホメオパシーがある種の病気の診断や治療などを宣伝していることについてである。苦情の多さと対処すべき販売業者の数の多さから、通常のASAの対処法とは異なるアプローチが必要となっている。我々は現在より広範な調査プロジェクトの一環として苦情に対処している。我々は数の多さには興味をもたない—同じものは全て1つの苦情として処理する。従って、対応を促すためのホメオパシーウェブサイトについてのさらなる苦情は必要ない。

我々はホメオパシーの宣伝業者に対して、特定の健康状態の治療に効果があるという宣伝文句を削除するよう要請している。これはASAがそのような主張を支持するしつかりした科学的根拠は不十分だと考えているからである。ここにホメオパシーウェブサイトのオーナーに発送した文書を提示する。

一つ目は一般論、二つ目はホメオパスからの疑義申し立てへの回答、三つ目は業者の宣伝文句削除確認である (いずれもリンク有り)。

我々は、現在これらのウェブサイトが必要な対応をしたかどうか監視中である。その結果によりさらなる対応をするかを決める。我々は、報告された苦情については重大に受け止めており、ウェブサイトのオーナーが宣伝内容を変更したことを歓迎する。これは良い徴候である。

さらにホメオパシー宣伝業者には規則を守るためのガイダンスを提供している。最後に、関係業者の数が多いため、全てのプロセスにはしばらく時間がかかるとしている。

2. ASA 裁定 : Biovea.co.uk

ASA Adjudication on Biovea.co.uk

17 August 2011

http://www.asa.org.uk/ASA-action/Adjudications/2011/8/Biovea,-d-.co,-d-.uk/SHP_ADJ_157469.aspx

男性用ノニ製品の宣伝をしているウェブサイトについて。

ノニジュースや男性用ノニ製品及びそれに含まれる成分に健康上の利益がある、勃起不全に役立つ、スタミナ増強などの作用があるという根拠がないので誤解を招くものであり、

基準違反である。再び使用してはならない。

3. ASA 裁定 : Birds Eye Ltd

ASA Adjudication on Birds Eye Ltd

17 August 2011

http://www.asa.org.uk/ASA-action/Adjudications/2011/8/Birds-Eye-Ltd/SHP_ADJ_152488.aspx

Birds Eye 冷凍野菜のポスターと新聞広告に「生鮮野菜より 30% ビタミンが多い」として引用文献が記載されている。引用文献で測定しているのは壊れやすいビタミン C のみで、その文献から他の全てのビタミン類の濃度がビタミン C と同様の変化をすることは限らない。さらに広告からは生鮮野菜がいつでも冷凍野菜よりビタミンが少ないかのように思えるが、文献は生鮮野菜が流通・貯蔵されたことによってビタミン C 濃度が変化することを調べたものであり、宣伝の文言の根拠とはならない。

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. グリホサートの健康影響に関する新しいデータ? BfR による現時点での予備的評価

New data on health aspects of Glyphosate? A current, preliminary assessment by BfR

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/new-data-on-health-aspects-of-glyphosate-a-current-preliminary-assessment-by-bfr.pdf>

”Earth Open Source”という団体が 2011 年 6 月に発表した「ラウンドアップと先天異常。人々に情報は隠されているのか?」というレポートについて意見を求められた。

この報告書には、グリホサートや関連する農薬の健康影響について新しい事実はほとんどない。ほとんどのデータは既に検討されているものである。しかし著者 (Robinson ら) が主張したいのは化学物質の毒性評価方法を変えることである。たとえば毒性影響に閾値があることや動物の歴史的バックグラウンドデータを否定し GLP による質の確保を否定し極めて特殊な投与経路を採用するよう主張している。これらについては一般的議論が必要であろう。

2. 乳児用乳飲料は牛乳より良くはない

Milk drinks for infants are not better than cow milk

16.08.2011

http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2011/29/milk_drinks_for_infants_are_not_better_than_cow_milk-126749.html

「赤ちゃんに必要な栄養に調整しました」のような文言が子ども用あるいは赤ちゃん用ミルク製品の包装に記載してあることがある。タンパク質や脂肪やビタミンやミネラルの含量について言及している。牛乳に比べてタンパク質が少ないのであとあと肥満になることを予防する、ビタミンやミネラルを強化しているので知能の発育に最適などと主張する。しかしながら BfR によれば乳児用乳飲料は乳児の栄養科学者が推奨する低脂肪乳に比べて何らかの利点があるわけではない。栄養生理学的知見からはこのような特別な乳飲料は必要ない。ビタミンやミネラルの強化は一部の栄養素の摂りすぎにつながることもあり、さらに乳児期のタンパク質摂取量を減らすことがその後の肥満リスクを下げるという根拠は十分ではない。

3. 現在の科学的知見からは食品中の 5-HMF 濃度は安全上の懸念とはならない

17.08.2011

According to the current state of scientific knowledge 5-HMF concentrations occurring in foods do not give rise to safety concerns

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/according-to-the-current-state-of-scientific-knowledge-5-hmf-concentrations-occurring-in-foods-do-not-give-rise-to-safety.pdf>

(ドイツ語で 5 月 15 日に発表された意見の要約部分のみの英語版)

炭水化物や砂糖を含む食品を加熱すると 5-ヒドロキシメチルフルフラール (5-HMF) が生じる。この物質が最初に食品中に検出されたのは 1950 年代である。5-HMF はしばしば香料として使用され、カラメル色素や燻製香料の成分でもある。BfR はこの物質のヒト健康影響を評価し、特別な毒性影響はないと結論した。現在入手できる実験研究によれば、その遺伝毒性発がん性はヒト健康には関係ない。

BfR は各種食品群からの 5-HMF の摂取量を評価した。データが不十分であるため一部の食品は対象外になったが、この推定は保守的なものと考えられる。一部の動物実験で有害影響が見られない値との安全性マージンは一般的に十分大きく (100 以上)、ヒト健康リスクは想定できない。例外は相当高濃度の 5-HMF を含むプルーンジュースである。しかしこれまで明確な健康リスクは認識されていない。

調査すべき 5-HMF 摂取源は添加物としてカラメル色素を含む食品であろう。他の食品の濃度研究については優先順位は低い。むしろ 5-HMF あるいはその代謝物の発がん性についての研究の方がより重要であろう。

-
- オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. ヒトと動物の急性中毒：2010 年年次報告書 国立中毒情報センター

Acute intoxications among humans and animals : Annual Report 2010. National Poisons Information Centre

2011-08-09

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/660100005.html>

国立中毒情報センターは 1959 年の設立以来、RIVM の 1 部門であったが、2011 年 7 月 1 日からユトレヒト大学医療センター (UMC Utrecht) へ移転した。

国立中毒情報センターの 2010 年のウェブや電話による照会件数は 42,347 件、事例は 55,508 件であった。

パラセタモールが一般に販売されるようになったことによる中毒の増加は観察されなかった。ADHD の治療薬メチルフェニデートについての問い合わせが 34%増加した。咳止めの薬デキストロメトルファンによる中毒が約 2 倍になった。ナツメグ中毒が 3 倍になったが、理由は不明である。マジックマッシュルームについては過去 2 年減少していたが、2010 年は増加した。動物については 3,822 件相談を受けたが、急性中毒被害者は主に犬猫であった。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ホルムアミドとパズルマット：小さい子どもの暴露を最小限にする

Formamide and puzzle mats: minimizing exposure for young children

18 July 2011

<http://www.afssa.fr/PMEC00C9I0.htm>

ホルムアミドはヨーロッパ規制において生殖毒性物質 (1B) に分類されている。2010 年末に、小さい子ども用のパズルマットに検出されてから、DGCCRF (Directorate General for Competition Policy, Consumer Affairs and Fraud Control) が全てのこの種の製品の販売を一時中止とした。同時に ANSES に評価を依頼した。ANSES は 2011 年 3 月に予備的報告を発表し、今回意見と報告書を発表した。

ホルムアミドは主に化学品、医薬品、プラスチック、ポリマー産業で、溶媒や可塑剤や発泡用補助剤として使用されている。パズルマットにホルムアミドが存在する原因は不明だが、ANSES はパズルマットに使用されているものと類似のエチレン-ビニル酢酸 (EVA) 発泡体でできたおもちゃや消費者製品にもホルムアミドが含まれる可能性があるとしている。パズルマットのホルムアミドについては、吸入が主な暴露源で、最初の数日の放出量が多く速やかに減少することなどがわかった。短期および長期リスクを計算したところ、

造血系疾患のリスクは排除できないものの低い（乳児で5%以下）とされた。

これらの知見から、ANSES は、小さい子どもの暴露を最小限にするためにホルムアミドの放出量の多いパズルマットの販売を禁止し、おもちゃの製造へのホルムアミドの使用を禁止する。また、他の消費者製品のスクリーニング、ホルムアミドの毒性研究などを推奨する。

*詳細は次のウェブサイトを参照（本文フランス語）

<http://www.anses.fr/Documents/CHIM2010sa0302Ra-2EN.pdf>

●米国食品医薬品局（FDA：Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. FDA: レギュラトリーサイエンス計画が FDA をより良い科学を介して革新を促進する機関として位置づける

FDA: Regulatory science plan positions agency to foster innovation through better science

August 17, 2011

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm268293.htm>

FDA が「レギュラトリーサイエンス戦略計画 (Strategic Plan for Regulatory Science)」を発表した。

*Advancing Regulatory Science at FDA

<http://www.fda.gov/downloads/ScienceResearch/SpecialTopics/RegulatoryScience/UCM268225.pdf>

優先順位の高い分野として

1. 製品の安全性を高めるための毒性学の近代化
2. 臨床評価と個の医療の革新を促進
3. 製品の製造や品質改善のための新しいアプローチを支援
4. 革新的新技术を評価する準備
5. 健康増進のための多様なデータを情報科学により利用する
6. 公衆衛生保護のための予防を中心にした食品安全システムを実施する
7. 米国や世界に対する脅威から保護する医学的対抗手段の開発を促進する
8. 規制対象製品について消費者や専門家が情報を与えられた上での意思決定に役立つための社会科学や行動科学を強化する

2. 警告文書

Double M Jerseys 8/1/11

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm266298.htm>

肉牛生産者に対する警告文書。

食用として出荷された雌牛の肝臓から動物用医薬品フルニキシンが 0.569ppm 検出された (トレランス (基準値) 0.125 ppm)。

3. ダイエタリーサプリメント企業の有害事象報告：一目でわかる

For Industry Dietary Supplements Reporting an Adverse Event: At a Glance

Last Updated: 08/11/2011

<http://www.fda.gov/Food/DietarySupplements/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/ucm267384.htm>

有害事象報告義務についての解説。

米国で販売されるダイエタリーサプリメントには製造者、包装業者または卸業者が製品に表示され、法ではこれらの団体を“責任者”としている。また、この責任者は重篤な有害事象について FDA へ報告することが要請されている。有害事象とはダイエタリーサプリメントの使用による有害な健康関連事象のことであり、重篤な影響とは、死亡、生死に関わる事象、入院、身体機能障害、先天性疾患、医学的判断により治療や手術が必要な事象などである。

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

1. EPA は DuPont に Imprelis 除草剤の販売を中止するよう命令

EPA Issues Stop Sale Order to DuPont on Sale and Distribution of Imprelis Herbicide

08/11/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/ab2d81eb088f4a7e85257359003f5339/284e7190e1187415852578e9005e49c6!OpenDocument>

EPA は、多くの木に有害影響を与えているという報告があることから、DuPont に対して Imprelis 除草剤の販売を直ちに中止するよう命令した。

2011 年 6 月 17 日に DuPont は職業使用者に対してドイツトウヒや白松のある場所では使用しないよう警告文書を出し、また 7 月 27 日に DuPont から EPA に情報提供があった。8 月 4 日に DuPont は、自主的に販売を一時停止し、製品の回収と返金を予定していると発表している。

* 詳細 : E. I. du Pont de Nemours and Company Imprelis Order

<http://www.epa.gov/compliance/resources/cases/civil/fifra/duPontImprelis.html>

有効成分はアミノシクロピラクロール

2. EPA は飲料水の過塩素酸規制の作成にあたり意見を募集

EPA Seeks Input on the Development of Drinking Water Perchlorate Regulation

08/12/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/d0cf6618525a9efb85257359003fb69d/7cbfd3d9e14c7eab852578ea0059d30e!OpenDocument>

過塩素酸の規制案作成にあたり、中小企業擁護レビュー委員会への参加団体を募集する。過塩素酸の規制が中小企業に与える影響を評価する。

* Upcoming SBAR Panel: Drinking Water Regulatory Actions for Perchlorate

<http://www.epa.gov/sbrefa/perchlorate.html>

3. EPA はカルバメート廃棄物についての規則を発表

EPA Issues Rule on Carbamate Wastes

08/12/2011

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/3ee0a48cce87f7ca85257359003f533d/ecd98bd270e1ac16852578ea005916a6!OpenDocument>

EPA は、農薬製造時に生じる廃棄物の処理法についての規制を発表した。詳細は次のウェブサイト参照。

* LDR Rules and Regulations 2011

<http://www.epa.gov/wastes/hazard/tsd/ldr/rules11.htm>

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート：ナトリウムと塩

Sodium and salt

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/sodiumandsalt.cfm>

(一部抜粋)

ナトリウムの推奨摂取量は？

国立保健医療研究委員会 (NHMRC) は、成人 2,300 mg ナトリウム/日 (食塩 約 6 g 相当) 未満を推奨している。

オーストラリア人はナトリウムをどのくらい摂取しているか？

FSANZ は、2 歳以上のオーストラリア人の平均ナトリウム摂取量は 1 日に 2150 mg ナトリウム (食塩として 5.5g) と推定している。このうち 80%は加工食品由来、20%は食卓塩

や家庭料理に由来している。この推定摂取量は平均値であるため、推奨摂取量（塩 6g）を超えている人は多いと考えられる。

2. 我々はどれだけ塩を食べているか？

How much sodium and salt are we eating?

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/howmuchsaltareweeating5230.cfm>

FSANZ は、2006、2008、2009 年に各種包装済み食品やテイクアウト食品のナトリウム含量を調査した。その結果、100 g あたりのナトリウム量が多いのは、ポテトチップ、加工肉、ミートパイ、ソーセージロール、チキンナゲット、チーズ、ピザであった。

食品企業は減塩に努めており、最近の調査では加工食品のナトリウム含量が低下している。最近の調査結果は本ウェブサイトを参照。さらなる情報は NUTTAB で入手可能。

* NUTTAB

<http://www.foodstandards.gov.au/consumerinformation/nuttab2010/>

3. ファクトシート：A1 と A2 ミルク

A1 and A2 Milk

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/a1anda2milkaugust2015227.cfm>

(追加部分を抜粋)

2011 年 4 月に、ポーランドの小規模試験で「乳児突然死症候群に近い (near-SIDS)」臨床症状と血中の B-カソモルフィン-7 (BCM-7) の濃度が高いことに関連があったとメディアが報道した。BCM-7 はベータカゼインから生じる可能性のあるペプチドである。ペプチドはタンパク質消化や加工で生じる断片のことである。

FSANZ はこの 2011 年のポーランド試験を検討し、この結果は著者が主張するような関連を示すものではないと結論した。

* 参考：食品安全情報 2007 年 20 号

【FSANZ】ファクトシート：A1 及び A2 ミルク

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2007/foodinfo200720.pdf>

4. ファクトシート：清涼飲料中のベンゼン

Benzene in flavoured beverages

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets2011/benzeneinflavouredbe5231.cfm>

(追加部分を抜粋)

2006 年に米国で WHO の飲料水ガイドライン (0.01 mg/L) の 2~5 倍のベンゼンが清涼飲料水から検出された。一部のソフトドリンクは組成を変えて対応した。2006 年に FSANZ

は 68 の清涼飲料を小売店から購入し、ベンゼン濃度を調査した。90%以上は WHO の飲料水ガイドライン以下であり、7 検体が WHO の飲料水ガイドラインを超えていた。

2007 年以降、オーストラリア飲料協会はリスクのある飲料のベンゼン濃度を FSANZ に報告している。その結果からは改善が認められ、2007 年には 248 製品中 7 製品が 5 ppb 以上、2008 年には 143 製品中 8 製品だったが 2009 年には 131 製品中 1 製品、2010 年には 148 製品中超過はゼロだった。

飲料からのベンゼン暴露は他の暴露源に比べると僅かであり（表 1 参照）、健康リスクは極めて少ない。

*参考：食品安全情報 2006 年 13 号

【FSANZ】清涼飲料中のベンゼン（ファクトシート）

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfo/news/2006/foodinfo200613.pdf>

*表 1 世界の暴露源別のベンゼン暴露

暴露源	推定暴露量	情報源（※）
<u>空気</u>		
吸入	220 µg/day	EU
給油	給油中32 µg（3分）	EU
自動車関連活動	49 µg/day	カナダ
1時間の運転	40 µg/day	ATSDR
<u>喫煙</u>		
	7900 µg/day	EU
	1820 µg/day	カナダ
	1800 µg/day	IPCS
<u>受動喫煙</u>		
	63 µg/day	カナダ
	50 µg/day	IPCS
<u>食事</u>		
飲食物	0.2～3.1 µg/day	EU
食品	1.4 µg/day	カナダ
水及び食品	1.4 µg/day	IPCS

※ATSDR（米国有害物質疾病登録局、2005）、IPCS（国際化学物質安全性計画、1993）、ヘルスカナダ（1993）

5. 我々の科学

Our Science

Page last updated: 17 August 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/scienceinfo/fsanz/>

FSANZ のビジョンは、オーストラリアとニュージーランドの人々の健康をサポートするための安全な食品の供給を確保することである。このため、FSANZ は、効果的で、根拠に

もとづいた食品基準をオーストラリアとニュージーランド政府と共同で作成している。食品のレギュラトリーサイエンスに取り組むことにより、FSANZ は、リスク分析の枠組みを用いて食品の規制が最良の科学的根拠のもとづくことを確実なものにしている。食品の規制の有効性と適切性にとっては科学の上手な適用が非常に重要で、リスク管理における意思決定プロセスを支えるものである。

FSANZの科学戦略

FSANZ の科学的作業は、食品の安全性を確保し公衆衛生と消費者の安全性を確保するための基礎である。FSANZ が最も質の高い科学の採用を確保するために、我々の科学的能力を保持するための戦略的アプローチの概要を示した「科学戦略 (Science Strategy)」を実施している。FSANZ が最初に科学戦略を採用したのは 2006 年である。科学戦略 2010～2015 では、もとの戦略の上に我々の科学を強化すべき新しい分野を特定している。

新しい科学戦略の主要目的は、我々の食品レギュラトリーサイエンスを、7つの重要な戦略分野の現在の及び新たな課題に対応するために位置づけることである。

<我々の科学の強化>

1. 科学的能力の増強
2. 根拠の拡大
3. 協力体制の構築と国際的協力
4. コミュニケーションと関係者の参加の強化
5. 新しい問題を見つけて対応する能力の強化
6. 食品のレギュラトリーサイエンス発展について指導力の継続的な発揮
7. 成果の測定

科学戦略をもとに毎年特定の課題を定めた実行計画をたてる。FSANZ 科学戦略履行計画 2010 では国内及び海外関係者とのコミュニケーションの強化、新興事案の予想能力の向上、アジア太平洋地域での科学的スキルと能力の強化を課題にした。

リスク分析の枠組み

食品の安全性を維持するには、新しい技術の結果による食品供給の継続的な変化や貿易の拡大、食生活の多様性や変化があるため、政府や企業や消費者による永続的な監視が必要である。食品の規制機関の課題は、人々に安全な食品を供給すること、消費者が情報を与えられた上での選択をできるようにすること、人々の食品への信頼を維持することである。FSANZ は、食品のリスクを検討する場合には、広く受けいれられているリスク分析の枠組みを用いている。

* Analysis of Food-Related Health Risks

http://www.foodstandards.gov.au/_srcfiles/Food%20Related%20Health%20Risks%20WEB_FA.pdf

(用語の使用について)

食品に関しては安全 **safe** という単語は、一般的に普通に喫食した場合に有害影響はないだろうという合理的なレベルで確実性があるということを意味する。一部の人が

考えているような「リスクがない (no risk)」という意味ではなく、ほとんどの場合「リスクは非常に低く」、ほとんどの人にとって「許容できる」とみなされるだろうということである。

(コミュニケーション戦略)

1. 科学的根拠にもとづくリスクが低く、社会から認識されているリスクも低いもの
－受動的 *passive* : 通知や関係者への警告など
2. 科学的根拠にもとづくリスクが低く、社会から認識されているリスクが高いもの
－対応的 *responsive* : 表示など選択肢を与える
3. 科学的根拠にもとづくリスクが高く、社会から認識されているリスクが低いもの
－教育的 *educative* : 啓発キャンペーンなど
4. 科学的根拠にもとづくリスクが高く、社会から認識されているリスクが高いもの
－積極的 *proactive* : メディアや関係者を巻き込んで早期から

6. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

19 August 2011

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularch/urrent/notificationcircular5233.cfm>

- ・除草剤耐性大豆 Event FG72 由来食品の評価案に対する意見募集 (9月30日まで)
- ・生の乳製品の一次生産加工基準に対する意見募集 (10月14日まで) など。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. ジメトエートの一時停止を提案

Proposed suspension of dimethoate

22 August 2011

http://www.apvma.gov.au/news_media/news/2011/2011-08-22_dimethoate_review.php

ジメトエートのレビューの一環として、APVMA は最新残留農薬食事リスク評価 (2011年8月22日発表) を完了し、多くの作物での使用が今年1月に設定した健康基準を超過することを見いだした。

評価では、一部の推定摂取量が健康基準より高く、短期の食事リスクから消費者を保護するための安全性マージンを小さくしているが、なくすほどではないと結論した。このため APVMA は暫定規制として、さらなる評価が完了するまでの間、ジメトエート製品の一時停止を提案する。これにより多くの野菜や果物のミバエ処理を含むある種の園芸作物へ

のジメトエートの使用が禁止される。

APVMA は一時停止に向けた最初の段階として、ジメトエート製品登録・認可所有者に、提案されている対応の必要性がない理由を問い合わせている。

APVMA は企業や生産者にも食事リスク評価の結果に影響するような情報の提供を 2011 年 9 月 13 日まで求めている。9 月 13 日以降、得られた情報をもとに検討して適切な規制を決定する。

*ジメトエートの食事リスク評価

<http://www.apvma.gov.au/products/review/current/dimethoate.php>

2010年にジメトエートのADIが0.02 mg/kg/日から0.001 mg/kg/日へ引き下げられ、新たにARfD 0.02 mg/kg が設定されたため評価を行った。

食事由来のジメトエートの急性暴露を NESTI (National Estimated Short Term Intake) により推定した。NESTI は JMPR が使用する決定論的方法であり、本調査では 1995 年のオーストラリア国民栄養調査の食品摂取量データの 97.5 パーセントイルにもとづき算出した。NESTI は食品中の残留化学物質への急性暴露を保守的に推定する。NESTI で推定されたジメトエートの急性暴露量を急性参照量 (ARfD) を比較した結果、ARfD を超過する可能性が示された。

●オーストラリアTGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性助言 Slimina 痩身カプセル

Slimina weightloss capsules

18 August 2011

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-slimina-110818.htm>

TGA は一部のオーストラリアの消費者がインターネットで Slimina 痩身カプセルを購入した可能性の情報を得ている。この製品の表示には 100%ハーブとあるが、TGA の検査では治療量のシブトラミンが検出されている。製品の写真は当ウェブサイトを参照。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 有毒漢方薬リコール

Toxic Chinese drugs recalled

August 10, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/08/20110810_175302.shtml

過剰量の重金属を含む中国本土産漢方薬 3 種を使用しないよう警告する。LuShenPai Specific Hou Ton Qing、Chung Lien Bi Yan Pian (鼻炎片)、AA Pe Min Kan Wan である。製品には高濃度のヒ素と水銀が含まれている。

2. 汚染ソースリコール

Tainted sauces recalled

August 17, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/08/20110817_193540.shtml

台湾から輸入された 2 種類のソースから可塑剤が検出された。Flavor Full Foods 社の Flavor Full Black Sesame Spread、Kimlan Foods 社の Kimlan Sweet Sauce である。

3. 痩身用製品に警告

Slimming product alert issued

August 19, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/08/20110819_202437.shtml

衛生署は、人々に対し、よくわからないまたは疑わしい痩身用製品をインターネットで購入したり、使用しないよう警告する。

21 才の女性が 8 月 1 日に不眠、幻覚、妄想で United Christian 病院に入院し、8 月 17 日に退院した。彼女はインターネットオークションウェブサイトで購入した US ALL Nature とオレンジ紫カプセル剤の 2 種類の痩身用製品を使用していた。両製品には、禁止成分であるシブトラミンが含まれていた。

4. 痩身用製品に禁止された薬物が含まれることを確認

Slimming product found to contain banned drugs

August 19, 2011

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2011/08/20110819_190218.shtml

2008 Slim Baby からシブトラミン及びフェノールフタレインが検出された。

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 食品医薬品安全庁、漢方薬の重金属基準の合理的改善

漢方薬政策課 2011.07.27

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=15739&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、漢方薬 20 品目のカドミウム基準を改訂する「生薬などの残留・汚染物質基準及び試験方法」改正案を 7 月 27 日行政予告すると発表した。

現在、漢方薬のカドミウム基準は、417 品目に対して「0.3 ppm 以下」で一律に適用されているが、一部の漢方薬は土壌中カドミウムを吸収するため基準の再設定が必要だとの申し立てがあった。今回の改正案は、有害性評価及び流通漢方薬のカドミウムモニタリング資料をもとに、細辛や沢瀉などが 1.0 ppm、木香、香附子などが 0.7 ppm とされた。

2. 食品医薬品安全庁、虚偽・誇大広告の化粧品を摘発

- 食品医薬品安全庁.地方自治体企画 合同調査結果、11 業者 84 個品目摘発 -

2011-08-04

http://kfda.korea.kr/gonews/branch.do?GONEWSSID=D5T8TCvJbJSvstQphhRnGJmNznJffBLtdC5TQxPk99lNHTM2drGV!1373909901!-306327731&act=detailView&dataId=155774820§ionId=p_sec_1&type=news&flComment=1&flReply=0

食品医薬品安全庁は、化粧品表示の広告適正性について地方自治体と合同で化粧品製造輸入販売 79 業社を調査した結果、虚偽・誇大広告など化粧品法令に違反した 11 (14%) 業社、84 品目を摘発したと発表した。

違反内容は、▲消費者を誤解させる表示・広告事例(29 品目)、▲医学的効能・効果を標榜(18 品目)、▲機能性化粧品の審査範囲を逸脱した表示・広告(16 品目)、▲機能性化粧品と誤認させる懸念のある表示・広告(13 品目)、▲表示記載事項の抜け落ち(6 品目)、▲輸入者の遵守事項違反(4 品目)、▲製造番号の虚偽記載(2 品目)などであった。

食品医薬品安全庁は、「化粧品の表示・広告管理ガイドライン」(2011. 6. 20) 及び来年施行される「広告実証制」の導入によって、今後の消費者被害の減少及び健全な化粧品表示・広告が定着することを期待している。

※ 広告実証制：化粧品製造・輸入・販売者などに表示・広告のうち事実に関連する事項については立証責任を課して虚偽・誇大広告を根絶することを目的にした制度

3. リゾート周辺食品取り扱い業者合同衛生点検結果

食品管理課 2011.08.03

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=1&seq=15779&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、夏休暇シーズンに備えて 6 月 29 日～7 月 20 日まで(3 週間) 地方自治体と合同で食品取り扱い業者 9,871 ヶ所を点検し、食品衛生法違反が確認された 540 ヶ所に対して管轄官庁に行政処分要請などの改善措置を実施した。

また、飲食店で販売されているユッケなど 177 件を収去検査した結果、病原性大腸菌(O-18) が 1 件検出され、衛生的取り扱い指標である大腸菌群も 45 件検出されたため、当該業者に対して営業停止などの行政処分を行うと発表した。食品医薬品安全庁は、ユッケ

などの生食は料理過程で手や包丁、まな板などを介して微生物汚染する機会が多いので特に取り扱いには注意を喚起する。

-
- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)
<http://www.fssai.gov.in>

1. 食品安全基準法拡大 食品安全性の新しい時代が開始

FSS ACT UNROLLED - NEW ERA IN FOOD SAFETY HAS BEGUN

http://www.fssai.gov.in/FSS_ACT_UNROLLED.aspx

食品安全基準法 (Food Safety and Standards Act 2006) が 2011 年 8 月 5 日から全国で完全発効した。これを祝福して FSSAI が式典を行った。

2. FAQ

<http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/FAQ.pdf>

食品安全基準法 (FSSA) 2006 とは何か? FSSAI はどんな組織か? 2006 年にできた法律の履行が 2011 年になったのはなぜか? 食品の検査はどうやって行うのか? など、全部で 89 項目の Q & A。

3. 食品への異物混入や安全でない食品の情報を提供した内部告発者への報奨金制度

Reward Scheme for Whistle Blowers for Information on Cases of Food Adulteration and Unsafe Food

(Dated: 16-08-2011)

<http://www.fssai.gov.in/Outreach/DraftforConsultations.aspx#WhistleBlowers>

現在案を作成中。

[http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Whistle%20Browsers\(16-08-2011\).pdf](http://www.fssai.gov.in/Portals/0/Pdf/Whistle%20Browsers(16-08-2011).pdf)

情報の種類によって報奨金の額が異なる。

-
- その他

ProMED-mail

キノコ中毒 フランス

Mushroom poisoning – France

14-AUG-2011

http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1001:133096782408960::NO::F2400_P100

[1 BACK PAGE,F2400 P1001 PUB MAIL ID:1000,89783](#)

—Connexion France 9 Aug 2011 より—

フランス南西部の病院から、食用でないキノコを食べたことによる中毒症例が増加しているとの報告があった。

最近タルンエガロンヌでは約 30 例、ロトでは 21 例報告されている。最も多いのは bolet de Satan (Satan's mushroom ; ウラベニイグチ)によるキノコ中毒で、食用の cepe de Bordeaux (ヤマドリタケ) と間違えている。

—Cerise Club.com 9 Aug 2011 より—

ここ数ヶ月の気候条件から、キノコが大量に発生している。保健当局によると 2011 年 7 月 1 日以降 388 例のキノコ中毒が報告されている。

Satan's mushroom を食べたときの症状は、吐き気、下痢、嘔吐で、脱水予防のため数時間治療を要することがある。森には他にタマゴテングタケのような致死性のキノコも存在するため、キノコは専門家によりチェックすることを強く薦める。

キノコを採るときには専門家が簡単に識別可能なように丸ごと採取することを薦める。ポリ袋の使用は薦めない。キノコ採取にはバスケットか箱 2 つを使い、1 つは確信が持てるキノコ、もう一つはよくわからないキノコを入れるのに使う。冷蔵庫に入れたら 2 日以内に食べることにすること。

EurekAlert

よく使用されるハーブサプリメントは化学療法に良くない影響を与えるかもしれない

Popular herbal supplements may adversely affect chemotherapy treatment

17-Aug-2011

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2011-08/nmh-phs081711.php

—医師らはがん患者に対して治療開始前にサプリメントについて担当医と相談することを強く薦める—

American Society of Clinical Oncology (ASCO)年次会合で発表された報告。アサイーベリー、クミン、ハーブティー、ターメリックおよびニンニクの長期使用などが化学療法に良くない影響を与える可能性がある。インターネットの使用により代替療法の情報が増えて患者が使用することも増えたが、多くの場合それらの問題点は認識されていない。

化学療法中の患者の 50%が医師へ代替医療の使用について話していないという調査結果もある。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室